

許可書

大阪市指令大阪港施第 号
年 月 日

様

大阪市長 横山 英幸

令和 年 月 日 付けで申請のあった臨港道路等占用については
次のとおり許可します。

記

- 1 占用場所 大阪市港区海岸通1丁目105番5地内及び地先
- 2 占用物件
- 3 占用数量
- 4 占用期間 令和 年 月 日 から 工事期間 令和 年 月 日 から
令和 年 月 日 まで 令和 年 月 日 まで
- 5 占用料 免除
- 6 条 件 別紙のとおり

< 教 示 >

- 1 この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができる。
- 2 この許可については、上記1の審査請求のほか、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの許可（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

(大 阪 市)

許可条件

1. 工事は許可した設計及び工法に従い実施すること。ただし、これを変更しようとするときは更に市長の許可を受けること。
2. 工事着手前に着工届及び工程表を大阪港湾局施設管理課へ各1部提出し、工事に関する指示を受けること。
3. 道路法令及び大阪市港湾施設条例並びに大阪市道路占用規則等関係例規を遵守すること。
4. 所轄警察署長が道路使用許可の際付した各条件を遵守すること。
5. 工事着手前に沿道住民及び企業に対し、工事の内容、期間、工法等を十分説明し、協力を得ること。また、騒音、振動等を発生させないように留意し、これらの苦情については許可を受けた者（以下「占用者」という。）において迅速かつ誠実に処理すること。
6. 工事期間中は、許可年月日、許可番号、許可期間、占用者及び占用者住所を表示した標札を設置する等、一般の利用者に注意を喚起するとともに、保安要員を配置して事故防止に万全の措置を講じること。
7. 既設埋設物管理者との調整事項を遵守し、既設埋設物に支障を及ぼす恐れがある場合は、既設埋設物管理者と協議し、必要な措置を講じること。
8. 本許可に起因してあるいは本許可条件の履行等を怠ったことにより、本市あるいは第三者に損害等を及ぼした場合又は、占用者が損害を被った場合についても、すべて占用者の責任において、これを賠償する等処理解決をはかること。
9. 占用者が負うべき義務を履行せず、もしくは履行不十分であると認めたときは市長は代わって執行し、又は第三者をして履行せしめることがある。これによる費用負担は全て占用者がこれを負うこと。
10. 発生した掘削土砂は占用者の負担と責任において処分すること。
11. 工事竣工後、その復旧に係る箇所に陥没等の損傷が生じた場合は、占用者が無償無条件で補修及び賠償責任を負うこと。
12. 本工事竣工後すみやかに竣工立会依頼書1部を提出することとし、次の書類を添付すること。
 - (1)竣工図（宅地境界等よりの距離を記した施行位置が明確に判断できるもの）
 - (2)工事写真（施行前・中・後）
 - (3)その他の本市が指示する書類
13. 竣工立会完了後すみやかに、工事竣工届を1部提出すること。
14. 臨港道路管理上及び港湾管理上並びにその他本市が必要と認めるときは、占用期間内であっても、占用者は直ちに無償無条件で占用物件の撤去又は移設に応じること。
15. 占用物件は定期的に点検し、これらの記録を備え、常に良好な状態を保持するとともに、道路交通等の安全確保に期すること。

16. 占用物件の補修改良工事等の必要が生じたときは、あらかじめ本市に届け出てその許可を受けること。
17. 占用物件が不要になったときは、占用物件を完全撤去して原形に復旧すること。
ただし、あらかじめ本市に届け出て許可を受けること。
18. 占用期間満了後、引き続き占用しようとするときは、期間満了1ヶ月前までにその旨の許可申請を本市に行うこと。
19. 道路基準点および公共基準点または基準明示杭等（以下「道路基準点等」という。）の一時撤去が必要な場合または道路基準点等の保全に影響を及ぼす恐れがある場合は、工事着手前に当局施設管理課と協議のうえ、その指示に従い必要な手続き及び処置を行うこと。
20. 基礎杭の施工については、原則禁止とする。
21. 掘削を行う場合は、トンネル躯体への影響を確認するため詳細な資料を提出し、当局の許可を得ること。
22. トンネル躯体への影響が懸念される場合は、施工時にトンネル躯体の変状計測を行っていただく必要があるため留意すること。
23. 施工前においてはトンネル躯体との土被りが最も浅い箇所及び最も深い箇所の確認計測を行い土被りを確認すること。
24. 募集要項に記載の荷重制限を遵守すること。
25. 募集要項及び本許可条件に定めのない事項については、必要に応じて当局と協議し定めるものとする。
26. 本市と使用者が令和 年 月 日付けで締結した「『空飛ぶクルマ』会場外ポート事業に関する協定書」が解除されたときは、占用許可の取り消しをする。